

大和川右岸堤防に設置された階段の手すりは、 階段と手すりの間に約 40 cm 幅のスロープが あるため利用しづらいので、改善してほしい

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

総務省近畿管区行政評価局（局長：菅宜紀）は、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成 27 年 4 月 7 日、近畿地方整備局に対して、河川利用施設として堤防に階段手すりを整備する場合において、高齢者や障がい者が使いやすい構造となるよう利便性や安全性をあらかじめ検討した上で、設計案を住民に示すことなどをあっせんしました。

【行政相談の要旨】

大和川右岸堤防の補強工事に伴い、堤防上の遊歩道へ上がるための階段が設置され、地元住民は大変喜んでいました。20 数年もバリケードで閉鎖されたままでしたが、今回、地元住民の長年の悲願であった階段が設置されたことは飛び上がるほどうれしいことでした。ただ、この階段に今多くの方が不満を述べています。手すりが使いづらいのです。両端に設けられた手すりは頑丈でしっかりしたものではありませんが、階段と手すりの間にスロープがあるため、手すりとは階段が離れており、高齢者や身体障がい者がうまく使えないのです。町内には養護老人ホームやリハビリセンターが数多くあり、介護の方の手助けを借りて堤防の上に上がってみたいという方はいっぱいいらっしゃいます。階段の真ん中にも手すりを設置し、全ての方がうまく階段を利用でき、大和川の景色を楽しめるようにしてほしい。

■ 事業の概要

1 相談の対象となった河川堤防階段に関連する事業の概要

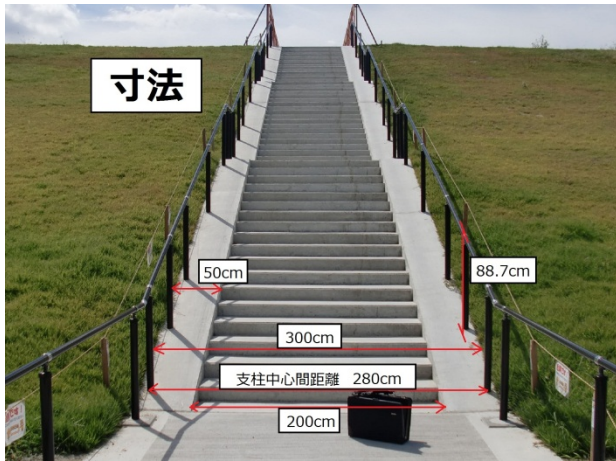
近畿地方整備局大和川河川事務所は、住道矢田地区、瓜破地区及び瓜破西地区において堤防強化対策事業（事業費約 9.8 億円）を実施し、平成 26 年度において相談の対象となった階段と同仕様の階段 4 か所を整備（階段整備費約 1,230 万円）した。

2 相談の対象となった河川堤防階段の仕様

手すりは、スロープの外側に設置されているため、階段から約 40cm 離れている。

- 階段等幅員 300 cm（スロープ等 50 cm＋階段 200 cm＋スロープ等 50 cm）
- 階段の長さ約 22m
- 階段の段数 54 段（18 段×3）
- 階段及びスロープの傾斜角度約 18 度
- 手すりの高さ 88.7 cm

【現地写真（平成 26 年 9 月 12 日撮影）】



【行政苦情救済推進会議構成員による体験調査】



【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

- ① 急速に高齢化社会が進展している中で、高齢者が、加齢に伴う筋力の衰えの予防や健康増進、あるいはリハビリテーションの目的などのため、近隣を散策等したいという要望はますます高まっているものと考えられる。
- ② 平成 9 年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」、「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加された。近畿地方整備局においては、水系ごとに河川整備計画を策定し、河川空間は市街地における貴重な自然空間であることから、まちづくりの重要な要素として、流域住民や関係機関との連携により、河川空間の利用促進を図っているところ、河川利用施設の整備に当たって、高齢者や障がい者に対する一層の配慮が必要である。
- ③ 相談の対象となった堤防階段手すりについては、階段と手すりの間に約40cm幅のスロープがあるため、相談者の主張するとおり、高齢者や障がい者にとっては使いづらい構造と考えられる。
- ④ 近畿地方整備局は、河川堤防への階段（手すりを含む。）について、統一的な仕様等は特に定めていないとしているが、河川利用施設のバリアフリー化促進の観点から、堤防階段手すりの利便性、安全性をあらかじめ検討した上で、設計案を地元住民に示す必要がある。
- ⑤ 相談の対象となった仕様の堤防階段（5か所）については、階段中央に手すりを設置することを具体的に検討する必要がある。

【近畿地方整備局に対するあっせん内容】

近畿地方整備局は、i) 河川空間が市街地における貴重な自然空間であり、まちづくりの重要な要素となっていること、ii) 高齢化が急速に進展し健康増進やリハビリテーションの目的などのため河川空間を散策等したいという高齢者等の要望がますます高まっていると考えられることを踏まえて、河川利用施設のバリアフリー化を促進する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- 1 河川利用施設として堤防に階段手すりを整備する場合において、高齢者や障がい者が使いやすい構造になるよう利便性や安全性をあらかじめ検討した上で、設計案を地元住民に示すこと。
- 2 今回、相談の対象となった仕様の階段（5か所）については、階段と手すりの間隔が空き過ぎているなど高齢者や障がい者の立場からみて使いづらい構造となっていると認められることから、階段中央部分に手すりを設置するなど具体的な改善策を検討すること。

【参考】行政苦情救済推進会議とは

近畿管区行政評価局では、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議を設け、受け付けた行政相談について、広い視野から検討し、的確で効果的な処理を図っています。

近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議 構成メンバー

（平成 27 年 3 月末現在。敬称略。座長以外は五十音順。）

役職	氏名	職業等
座長	児玉 憲夫	弁護士、元大阪弁護士会会長
	今川 晃	同志社大学政策学部長、総合政策科学研究科長
	黒川 芳朝	社会福祉法人大阪水上隣保館理事長
	砂田 八壽子	NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
	田毎 照隆	近畿行政相談委員連合協議会会長
	平松 毅	元関西学院大学法学部教授
	藤原 幸則	公益社団法人関西経済連合会理事